

分野別実務修習の充実方策

資料48

民事裁判修習 ガイドライン

【起案】

- ・全体で少なくとも4件
- ・うち事実認定が問題となる事件（証拠構造や証拠評価が問題となる事件）を少なくとも2件
- ・起案に適した既済記録を部ごと、裁判官ごとに蓄積
- ・サマリー起案等の活用

【指導】

- ・同一記録を複数の修習生に検討させ、あるいは、事実認定等の起案をさせた上で修習生同士で討議させ指導する。
- ・可能であれば、弁護士会と協力し、1つの記録を用いた記録検討演習を行う。
- ・手続傍聴の際の解説・質疑応答について手続の進行等を意識した指導の実施
- ・分野別実務修習中の勉強会の実施や質問受付により、修習生の自学自修を支援

刑事裁判修習 ガイドライン

【起案】

- ・全体で少なくとも4件
- ・うち事実認定が問題となる事件（証拠構造や証拠評価が問題となる事件）を少なくとも2件
- ・起案に適した既済記録を部ごと、裁判官ごとに蓄積
- ・サマリー起案等の活用

【指導】

- ・同一記録を複数の修習生に検討させ、あるいは、事実認定等の起案をさせた上で修習生同士で討議させ指導する。
- ・可能であれば、法曹三者で協力し、1つの記録を用いた記録検討演習を行う。
- ・手続傍聴の際の解説・質疑応答について手続の進行等を意識した指導の実施
- ・分野別実務修習中の勉強会の実施や質問受付により、修習生の自学自修を支援

検察修習 ガイドライン

【捜査実務修習】

- ・少なくとも3件の事件について、捜査実務修習を行わせるよう努める。（確定記録を用いた演習や、修習生複数名に共同して行わせるものを含む。）
- ・捜査実務修習における指導は、具体的な事件について、事案の真相解明のための捜査方針（証拠収集及び取調要領）の検討、捜査（証拠収集、取調べ）の体験、終局処分の方（事案の真相の把握、法令の適用、証拠の価値判断・見通し、事件報告、起訴・不起訴処分の決定等）の検討等を行わせる。（事件に応じて相当と思われるものを実施。討議による指導も考慮。）
- ・少なくとも1回は、指導係検事等の指導の下、自ら被疑者又は参考人の取調べにおいて、発問等を体験させるように努める。
- ・各庁の実情に応じ可能であれば、指導係検事又はいわゆる里親検事が行う捜査に立ち合わせ、指導を受けさせるように努める。

【公判実務修習】

- ・少なくとも1件の事件について、公判実務修習を行わせる。（確定記録を用いた演習等を含む。）
- ・公判実務修習における指導は、具体的な事件について、証拠の整理、証拠等関係カード、証明予定事実記載書面、冒頭陳述、論告等の起案、公判前整理手続、公判手続の傍聴、裁判員裁判の準備リハーサル、証人テスト、控訴審査等の立会等を行わせて指導する。（事件に応じて相当と思われるものを実施。）

弁護修習 ガイドライン

指導担当弁護士の指導の下、下記各項目につき、司法修習生に積極的、主体的に修習に取り組ませる。
刑事、民事ともに、下記各項目につき、偏りなく、少なくとも1件ずつ行うよう努めるものとする。

○事実調査と証拠収集

法律相談、事情聴取、被疑者、被告人との接見等に立ち合わせる際には、聴取すべき事項、収集すべき証拠等について事前に検討させるなどとする。

なお、法律相談、事情聴取、接見等の際に修習生に発問させる場合には、指導担当弁護士が立ち会い、その指導のもとに発問させる。

○事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談等で聴取した内容を整理させ、法的分析、立証上の問題点及び被聴取者が訴える背景事情、解決手段の選択、解決の見込み等について検討させ、指導担当弁護士と意見交換を行う。

○裁判所提出書類の起案

主張書面、陳述書等の法律文書を起案させ、指導担当弁護士が添削し、添削理由等について意見交換を行う。

○尋問事項書の起案と証拠調べの傍聴

記録を精査して聞き取り時の被聴取者への聴取事項を検討させるなどした上で尋問事項書を起案させ、これを指導担当弁護士が添削し、意見交換を行う。また、証拠調べの傍聴後には、尋問を巡って意見交換を行う。

○契約書類等訴訟外法律文書の起案

法律相談等に基づき請求書、回答書、示談書、契約書等の法律文書を起案させ、添削、意見交換等を行う。

○刑事弁護

刑事弁護については、最低1件（可能であれば起訴前、起訴後とも各1件以上）を体験させるよう努めるものとし、指導担当弁護士の立会い及び指導の下、手続きの進行段階に応じた弁護活動の技術・能力・マインドを、適宜の起案等を行わせ、意見交換を行うなどして修得させる。

司法研修所による課題の把握、支援

○課題の把握：指担協や修習結果簿を通じた実情把握の強化

○支援：起案件数、指導の在り方等に関するガイドラインの作成、適切な素材のない場合の教材作成
各教官室によるガイドラインの共有と各修習の連携強化